

## 嫡出推定制度に関する調査結果

令和2年7月8日  
株式会社 日立製作所

### 1 調査の目的

母の婚姻の成立の日から200日以内に生まれた子の数、並びに、これらのうち、①母の現夫を父とする子（推定されない嫡出子）の数、②母の前夫（婚姻解消後300日以内）を父とする子の数及び③母の嫡出でない子としての出生届がされた子（非嫡出子）の数を把握することを目的とする。

### 2 本調査における前提条件

#### (1) 対象市区町村

調査時にコンピュータ化未了の市町村を除く全市区町村

#### (2) 調査対象の子の生年月日の範囲

平成26年1月1日～平成28年12月31日

### 3 調査結果

#### 嫡出推定制度に関する調査結果

項番	集計条件	件数	割合（対項番1）	割合（対項番3）
1	出生人数	3,029,074	-	
2	調査対象（父母が日本人かつ母に夫婦関係が存在する。）	2,866,818	94.6%	-
3	母の婚姻の成立の日から200日以内に生まれた子の人数	279,581	9.2%	-
4	└ 嫡出子の件数	279,550	9.2%	99.99%
5	├ ①母の現夫を父とする子（推定されない嫡出子）	278,299	9.2%	99.5%
6	├ ②母の前夫（婚姻解消後300日以内）を父とする子	58	0.002%	0.02%
7	└ 上記以外	1,193	0.04%	0.4%
8	└ ③非嫡出子の件数	31	0.001%	0.01%
9	母の婚姻の成立の日から200日より後に生まれた子の人数	2,587,237	85.4%	-
10	調査対象外	162,256	5.4%	-
11	父のみが未特定である人数	9,100	0.3%	-
12	母のみが未特定である人数	4,682	0.2%	-
13	父母が未特定である人数	388	0.01%	-
14	父のみが外国人である人数	55,481	1.8%	-
15	母のみが外国人である人数	39,018	1.3%	-
16	父母の両方が外国人である人数	9	0.0003%	-
17	父が認知者である未婚の母の人数	10,603	0.4%	-
18	上記以外	42,975	1.4%	-

母の婚姻解消後300日以内かつ母の婚姻後200日以内に該当する子

項番	集計条件	件数	割合
1	母の婚姻解消後300日以内かつ母の婚姻後200日以内に該当する子の人数	1,717	-
2	①母の現夫を父とする子（推定されない嫡出子）	1,659	96.6%
3	②母の前夫（婚姻解消後300日以内）を父とする子	58	3.4%

母の婚姻解消後300日以内かつ母の婚姻後200日以内の子について、記載例等によれば、嫡出否認の裁判確定や懐胎時期に関する証明書を添付する方法で、現婚の夫を父として出生届を提出することができる。その場合は出生事項の特記事項に「親子関係不存在確認の裁判確定」や「民法第772条の推定が及ばない」と記載される。

出生事項の特記事項の調査結果

項番	内訳	合計	割合
1	①母の現夫を父とする子（推定されない嫡出子）	1,659	-
2	民法第772条の推定が及ばない	493※1	29.7%
3	認知の裁判確定	203※2	12.2%
4	嫡出子否認の裁判確定	142	8.6%
5	親子関係不存在確認の裁判確定	275※3	16.6%
6	出生事項の特記事項は空欄	546	32.9%
7	┆ 生まれたときの戸籍が紙戸籍	8	0.5%
8	┆ 同一人と再婚	428	25.8%
9	┆ 現夫（≠前夫）を父にしている	110	6.6%

※1 「民法772条の推定が及ばない」という記載13件を含む。

※2 「認知の審判確定」という記載2件を含む。

※3 「親子関係不存在確認の審判確定」という記載1件及び「親子関係存在確認の裁判確定」という記載1件を含む。